

令和4年9月定例会（令和4年(2022年)9月29日）

越谷・松伏水道企業団議会会議録

越谷・松伏水道企業団議会

越谷・松伏水道企業団議会会議録

目 次

招集告示	1
応招・不応招議員	2

議 事

9月29日(木)	○開 会	5
	○開 議	5
	○諸般の報告	5
	○会議録署名議員の指名	6
	○会期の決定	6
	○企業長提出第8号議案及び第9号議案の一括上程及び提案説明	7
	○企業団行政に対する一般質問	11
	○企業長提出議案の質疑	11
	△第8号議案の質疑	11
	△第9号議案の質疑	11
	○決算特別委員会の設置及び付託	11
	○諸般の報告	12
	○企業長提出議案の討論、採決	13
	△第8号議案の討論、採決	13
	○議事日程の追加	13
	○第9号議案の決算特別委員会継続審査	13
	○特定事件の議会運営委員会付託	14
	○閉 議	14
	○企業長の挨拶	14
	○閉 会	15
署名議員		17

参考資料

企業長提出議案の処理結果 19

水企告示第 2 2 号

令和 4 年 9 月越谷・松伏水道企業団議会定例会を次のとおり招集する。

令和 4 年 9 月 2 2 日

越谷・松伏水道企業団
企業長 野 口 晃 利

1 期 日 令和 4 年（2022年） 9 月 2 9 日

2 場 所 越谷・松伏水道企業団議会議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

令和4年9月定例会 会期9月29日 1日間

応招議員 15名

1番	竹内 栄治	議員	2番	増田 等	議員
3番	野口 高明	議員	4番	瀬賀 恭子	議員
5番	長谷川 真也	議員	6番	川上 力	議員
7番	岡野 英美	議員	8番	大和田 哲	議員
9番	山田 大助	議員	10番	野口 和幸	議員
11番	小林 豊代子	議員	12番	清水 泉	議員
13番	後藤 孝江	議員	14番	金井 直樹	議員
15番	伊藤 治	議員			

不応招議員 なし

9月定例会 第1日

令和4年(2022年)9月29日(木曜日)

議事日程

- 1 開 会
- 2 開 議
- 3 諸般の報告
- 4 会議録署名議員の指名
- 5 会期の決定
- 6 企業長提出第8号議案及び第9号議案の一括上程及び提案説明
- 7 企業団行政に対する一般質問
- 8 企業長提出議案の質疑
 - △ 第8号議案の質疑
 - △ 第9号議案の質疑
- 9 決算特別委員会の設置及び付託
- 10 諸般の報告
- 11 企業長提出議案の討論、採決
 - △ 第8号議案の討論、採決
- 12 議事日程の追加
- 13 第9号議案の決算特別委員会継続審査
- 14 特定事件の議会運営委員会付託
- 15 閉 議
- 16 企業長の挨拶
- 17 閉 会

(開議 午前10時09分)

出席議員 15名

1番	竹内 栄治	議員	2番	増田 等	議員
3番	野口 高明	議員	4番	瀬賀 恭子	議員
5番	長谷川 真也	議員	6番	川上 力	議員
7番	岡野 英美	議員	8番	大和田 哲	議員
9番	山田 大助	議員	10番	野口 和幸	議員
11番	小林 豊代子	議員	12番	清水 泉	議員
13番	後藤 孝江	議員	14番	金井 直樹	議員
15番	伊藤 治	議員			

欠席議員 なし

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

野口 晃利	企業長
石坂 正幸	局長
真子 憲一郎	次長(兼)総務課長
圓城寺 亜矢子	お客さま課長
松崎 義之	施設課長
新井 伸之	配水管理課長

参与として出席した者の職氏名

福田 晃	越谷市長
鈴木 勝	松伏町長

書記

小宮 崇	総務課調整幹
高橋 千里	総務課庶務担当主事

10時09分 開 会

◎開会の宣告

- （竹内栄治議長） おはようございます。本日はご苦労さまです。

ただいまから令和4年9月定例会を開会いたします。

会議に先立ちまして、本定例会では、新型コロナウイルス感染症対策を講じながら会議の運営を図ってまいりますので、皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

◎開議の宣告

- （竹内栄治議長） これより本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

- （竹内栄治議長） この際、諸般の報告をいたします。

△資金不足比率の報告

- （竹内栄治議長） 企業長から令和3年度資金不足比率について報告がありましたので、報告第1号としてお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

△業務概況の報告

- （竹内栄治議長） 次に、企業長から令和4年4月から令和4年7月までの業務概況について報告がありましたので、報告第2号としてお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

△出納検査の報告

- （竹内栄治議長） 次に、監査委員から出納検査の結果について報告がありましたので、報告第3号としてお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

△会議の説明出席者の報告

- （竹内栄治議長） 次に、本定例会に説明員として出席通知がありました者の職・氏名を報告第4号としてお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

△企業長提出議案の報告

- （竹内栄治議長） 次に、企業長から議案の提出がありましたので、報告いたします。

総務課調整幹に朗読させます。

〔総務課調整幹朗読〕

○（小宮 崇総務課調整幹） 朗読いたします。

水企総第441号

令和4年（2022年）9月22日

越谷・松伏水道企業団議会

議長 竹内 栄 治 様

越谷・松伏水道企業団

企業長 野 口 晃 利

令和4年9月定例会に付議する議案の送付について

標記について、9月29日招集に係る令和4年9月定例会に本職から提案する議案として、別添議案目録のとおり議案書を送付します。

議 案 目 録

1 越谷・松伏水道企業団職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について

1 令和3年度越谷・松伏水道企業団水道事業会計決算認定について

以上でございます。

△特定事件の審査結果の報告

○（竹内栄治議長） 次に、去る6月定例会において議会運営委員会に付託した特定事件について、委員長から審査結果の報告がありましたので、報告第5号としてお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

◎会議録署名議員の指名

○（竹内栄治議長） 次に、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第88条の規定により、私から

13番 後藤孝江議員、14番 金井直樹議員、15番 伊藤 治議員を指名いたします。

◎会期の決定

○（竹内栄治議長） 次に、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今定例会の会期は本日1日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- （竹内栄治議長） ご異議なしと認めます。
したがって、会期は本日 1 日間と決定いたしました。

◎企業長提出第 8 号議案及び第 9 号議案の一括上程及び提案説明

- （竹内栄治議長） 次に、企業長提出第 8 号議案及び第 9 号議案の 2 件を一括して議題といたします。

企業長から提案理由の説明を求めます。

野口晃利企業長、登壇して説明願います。

〔野口晃利企業長登壇〕

- （野口晃利企業長） おはようございます。本日、9 月定例会をご招集申し上げましたところ、議員の皆様方にはご健勝のうちにご出席を賜り、深く感謝を申し上げます。

さて、本定例会には、「越谷・松伏水道企業団職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定」を初め、2 件の議案をご提案申し上げております。

それでは、各議案につきまして順次ご説明をさせていただきます。

まず、第 8 号議案についてご説明申し上げます。

本議案は、一般職の国家公務員の休業制度に準じ、育児休業について所要の改正を行う必要があるため、提案するものでございます。

改正の内容でございますが、まず非常勤職員の子が 1 歳以降の育児休業の取得について、夫婦交代での取得や特別な事情がある場合における育児休業の柔軟な取得を可能とするものでございます。

次に、これまで非常勤職員の育児休業の取得要件の一つとして、「子が 1 歳 6 か月に達する日」までに、引き続き任命権者を同じくする職に採用されないこと等が明らかでないときに育児休業を取得することができると言われていましたが、改正後は、非常勤職員が子の出生後 8 週間以内に育児休業をしようとする場合には、「子の出生後から起算して 8 週間と 6 月を経過する日」までに、引き続き任命権者を同じくする職に採用されないこと等が明らかでないときにも育児休業を取得することができることとするものでございます。

その他、再度の育児休業取得に係る規定等について条文整備をするものでございます。

なお、本条例は、本年 10 月 1 日から施行してまいります。

次に、第 9 号議案についてご説明申し上げます。

本議案は、水道事業会計決算について地方公営企業法第 30 条第 4 項の規定により、別冊のとおり監査委員の意見をつけて、議会の認定に付するものでございます。

令和 3 年度は、新型コロナウイルスの感染拡大防止のための外出自粛等の制限が緩和されたことにより、一般家庭の使用水量が減少した一方で、事業所等の大口需要の回復は十分でなかったこと

から、総配水量は減少しました。また、給水戸数は若干増加しましたが、給水人口は昭和44年の企業団設立以来、初めて減少に転じております。

このような中で、平成28年度からの10年間を計画期間とした「水道事業マスタープラン」は後期5か年の初年度を迎えました。基本方針として掲げる3つの柱『強靱』、『安全』、『持続』の実現を目指して取り組んだ令和3年度の主な事業について申し上げます。

まず第1の基本方針である「強靱で安定した水道事業の構築を目指して」では、老朽化した管路の耐震化を推進しました。

大口径管である基幹管路については、築比地浄水場系基幹管路更新工事のうち、継続事業の第3工区、第7工区、第11工区、繰越事業の第9工区、そして単年度事業の第4工区の工事が完了しました。また、中・小口径の老朽化した配水管も計画的に布設替えを進めたことにより、年度末における管路の耐震管率は対前年度比0.7ポイント増の49.7%となりました。

次に、第2の基本方針である「安全な水の給水を目指して」では、水質管理を徹底し、安全で良質な水道水の給水体制の充実を図りました。

水質管理については、「水質検査計画」に基づき、正確・迅速に検査を実施するとともに、水銀分析装置を更新いたしました。また、濁り水の発生を抑制するための配水管の洗浄は、令和2年度に設定した債務負担行為により、水の需要が増える夏までに洗浄を行いました。

次に、第3の基本方針である「持続可能な水道事業経営を目指して」では、健全な経営を図るため、収益確保と経費削減に努めました。

要となる水道料金の収納対策については、コロナ禍が長期化していることを踏まえ、お客様の事情に応じて支払猶予を行うとともに、きめ細かく納付相談を行うなど、未収金を発生させないように対応してまいりました。一方、再三の催告にもお支払いいただけない場合には、給水停止や弁護士による回収も実施し、収入の確保に努めました。

また、再生可能エネルギーを引き続き活用するとともに、低コストの材料の使用や水需要の減少に合わせて布設する管路の口径をダウンサイジングするなど、経費の削減に取り組みました。

次に、令和3年度の業務概況について申し上げます。年度末における給水人口は37万3,086人で、対前年度比1,086人、0.29%の減少となりました。

年間総配水量は3,798万530立方メートルで、対前年度比57万1,220立方メートル、1.48%の減少となりました。

有収水量は3,746万8,358立方メートルで対前年度比43万2,165立方メートル、1.14%の減少となりましたが、有収率は98.65%と高い水準を維持することができました。

それでは、お手元の決算書に基づきましてご説明をさせていただきます。恐れ入りますが、2ページの決算報告書を御覧いただきたいと存じます。

なお、金額については、消費税込みの額でございますので、あらかじめご了承くださいと存

じます。

初めに、「収益的収入及び支出」のうち収入について申し上げます。

第1款・水道事業収益の決算額は81億6,234万2,620円で、執行率は102.71%でございます。

第1項・営業収益は73億1,689万1,793円で、主たるものは給水収益でございます。

第2項・営業外収益は8億4,507万5,321円で、受取利息及び配当金、長期前受金戻入などがございます。

第3項・特別利益は37万5,506円で、過年度損益修正益でございます。

次に、支出でございますが、第1款・水道事業費用の決算額は67億7,597万9,359円、執行率は95.34%でございます。

第1項・営業費用は63億9,952万5,805円で、県水受水費や料金徴収などに係る費用、減価償却費などがございます。

第2項・営業外費用は3億7,399万2,150円で、企業債利息や消費税納付額などがございます。

第3項・特別損失は246万1,404円で、過年度損益修正損などがございます。

続きまして、4ページの「資本的収入及び支出」について申し上げます。

まず、収入でございますが、第1款・資本的収入の決算額は11億3,521万659円で、執行率は105.42%でございます。

第1項・企業債は4億9,000万円で、築比地浄水場系基幹管路更新事業に充てた借入金でございます。

第2項・分担金は4億139万円で、加入者分担金でございます。

第3項・工事負担金は1億4,376万720円で、受託工事に係る負担金でございます。

第4項・固定資産売却代金は1億5万9,939円で、投資有価証券の売却代金などがございます。

次に、支出でございますが、第1款・資本的支出の決算額は44億7,310万986円で、執行率は93.55%でございます。

第1項・建設改良費は27億3,081万1,367円で、築比地浄水場系基幹管路更新工事、配水管布設替工事などがございます。

第2項・企業債償還金は14億4,228万9,619円でございます。

第3項・投資は3億円で、投資有価証券の購入費でございます。

なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する額33億3,789万327円は、過年度損益勘定留保資金などで補填いたしました。

続きまして、6ページの損益計算書についてご説明をさせていただきます。損益計算書につきましては、消費税抜きの金額となっております。

なお、詳細につきましては、41ページ以降の収益費用明細書を併せてご参照いただきたいと思います。

初めに、「1 営業収益」は、給水収益63億6,551万8,918円のほか、公共下水道使用料徴収事務費負担金などで、合計66億5,446万3,032円でございます。

次に、「2 営業費用」は、県水受水費を初め、漏水修繕や配水管洗浄、検針や量水器交換、広報や庁舎管理など事業運営に係る費用のほか減価償却費、資産減耗費で、合計60億9,718万6,430円でございます。

以上により、営業利益は5億5,727万6,602円となりました。

次に、「3 営業外収益」は、受取利息及び配当金や長期前受金戻入などで、合計8億4,480万580円でございます。

次に、「4 営業外費用」は、支払利息及び企業債取扱諸費などで、合計2億1,744万7,442円でございます。

以上により、経常利益は11億8,462万9,740円となりました。

次に、「5 特別利益」は36万1,737円、「6 特別損失」は223万7,895円でございます。

これらの結果、当年度純利益は11億8,275万3,582円を計上することとなりました。

前年度繰越利益剰余金はございませんが、その他未処分利益剰余金変動額として、減債積立金を企業債償還に充てるため取り崩した額11億5,697万7,100円が未処分利益剰余金に振り替わることから、当年度未処分利益剰余金は23億3,973万682円となりました。

なお、10ページの剰余金処分計算書に記載のとおり、この未処分利益剰余金につきましては、「越谷・松伏水道企業団の設置等に関する条例」第4条の規定に基づき、当年度純利益相当額の11億8,275万3,582円を企業債の償還に充てるための減債積立金へ積み立て、また減債積立金の使用により発生した11億5,697万7,100円を経営基盤の強化を図るため、資本金へと組み入れさせていただきます。

その他、詳細につきましては、大変恐縮でございますが、決算書の関係書類をご参照賜りたいと存じます。

以上、今回ご提案申し上げました議案についてご説明申し上げましたが、十分ご審議をいただき、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。提案説明を終わらせていただきます。ありがとうございました。

◎休憩の宣告

○（竹内栄治議長） ここで、第8号議案及び第9号議案の審査のため、議場外休憩に入ります。

この際、暫時休憩いたします。

10時28分 休 憩

10時50分 再 開

◎開議の宣告

- （竹内栄治議長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎企業団行政に対する一般質問

- （竹内栄治議長） 次に、企業団行政に対する一般質問であります。発言の通告がありませんので、終結いたします。

◎企業長提出議案の質疑

- （竹内栄治議長） 企業長提出議案の順次質疑を行います。

△第8号議案の質疑

- （竹内栄治議長） 第8号議案について質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

- （竹内栄治議長） 質疑はなしと認め、以上で質疑を終結いたします。

△第9号議案の質疑

- （竹内栄治議長） 第9号議案について質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

- （竹内栄治議長） 質疑はなしと認め、以上で質疑を終結いたします。

◎決算特別委員会の設置及び付託

- （竹内栄治議長） お諮りいたします。

ただいま議題となっております第9号議案については、9人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- （竹内栄治議長） ご異議なしと認めます。

したがって、第9号議案については、9人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託することに決しました。

◎休憩の宣告

- （竹内栄治議長） ここで、決算特別委員の選任及び正副委員長の互選等を行うため、議場外休憩

に入ります。

この際、暫時休憩いたします。

10時51分 休憩

11時05分 再開

◎開議の宣告

- （竹内栄治議長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎諸般の報告

- （竹内栄治議長） この際、諸般の報告をいたします。

△決算特別委員選任の報告

- （竹内栄治議長） 決算特別委員の選任については、委員会条例第6条第1項の規定により、

3番 野口高明 議員 4番 瀬賀恭子 議員

5番 長谷川真也 議員 6番 川上力 議員

7番 岡野英美 議員 9番 山田大助 議員

10番 野口和幸 議員 11番 小林豊代子 議員

12番 清水泉 議員

以上9名を指名いたしました。

△決算特別委員会における正副委員長の互選結果報告

- （竹内栄治議長） また、正副委員長については、互選の結果、

委員長に野口和幸委員

副委員長に川上力委員

がそれぞれ選出されましたので、ご報告いたします。

△決算特別委員会の閉会中の継続審査申出の報告

- （竹内栄治議長） 次に、決算特別委員長から、第9号議案について閉会中の継続審査事項とされたい旨の申出がありましたので、ご報告いたします。

△特定事件の付託申出の報告

- （竹内栄治議長） 次に、議会運営委員長から、特定事件について閉会中の継続審査事項として付託の申出がありましたので、特定事件一覧表をお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

◎休憩の宣告

- （竹内栄治議長） この際、暫時休憩いたします。
11時07分 休憩

11時07分 再開

◎開議の宣告

- （竹内栄治議長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎企業長提出議案の討論、採決

- （竹内栄治議長） 企業長提出議案の討論、採決を行います。

△第8号議案の討論、採決

- （竹内栄治議長） 第8号議案について討論に入ります。
討論の通告はありませんので、討論を終結いたします。
続いて、採決に入ります。
本件は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

- （竹内栄治議長） 挙手は全員であります。
したがって、第8号議案は原案のとおり可決されました。

◎議事日程の追加

- （竹内栄治議長） お諮りいたします。

この際、第9号議案の閉会中における継続審査の件を日程に追加し、議題といたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- （竹内栄治議長） ご異議なしと認めます。

したがって、第9号議案の閉会中における継続審査の件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

◎第9号議案の決算特別委員会継続審査

- （竹内栄治議長） これより、第9号議案の閉会中における継続審査の件を議題といたします。

第9号議案については、決算特別委員長の申出のとおり、閉会中の継続審査事項といたしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○（竹内栄治議長） ご異議なしと認めます。

したがって、第9号議案については、決算特別委員長の申出のとおり、閉会中の継続審査事項とすることに決しました。

◎特定事件の議会運営委員会付託

○（竹内栄治議長） 次に、特定事件の閉会中における継続審査の件を議題といたします。

特定事件については、議会運営委員長の申出のとおり、閉会中の継続審査事項として議会運営委員会に付託したいと思ひます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○（竹内栄治議長） ご異議なしと認めます。

したがって、特定事件については、議会運営委員長の申出のとおり、閉会中の継続審査事項として議会運営委員会に付託することに決しました。

◎閉議の宣告

○（竹内栄治議長） 以上で本定例会の議事は全て終了いたしました。

◎企業長の挨拶

○（竹内栄治議長） この際、企業長から挨拶のため発言を求められておりますので、許可いたします。

〔野口晃利企業長登壇〕

○（野口晃利企業長） 議長のお許しをいただきましたので、9月定例会が閉会されるに当たり、御礼のご挨拶をさせていただきます。

今定例会にご提案させていただきました第8号議案につきましては、慎重にご審議の上、速やかに原案のとおりご決定を賜り、誠にありがとうございました。心から御礼を申し上げます。

また、第9号議案につきましては、閉会中の継続審査事項としてご決定いただきましたが、何とぞ十分にご審議いただき、ご認定賜りますようお願い申し上げます。

今年の夏は、例年にも増して厳しい暑さが続きましたが、水需要は低迷し、計画配水量を下回る状況でございます。しかし、いかなる状況におかれても安全で良質な水を安定的に供給することが企業団の責務であり、お客様の需要には常に応えられるよう、業務執行に当たってまいります。

議員の皆様におかれましては、限りないご支援とご指導を賜りますようお願い申し上げますと

もに、さらなるご活躍をお祈り申し上げ、御礼のご挨拶とさせていただきます。
誠にありがとうございました。

◎閉会の宣告

- （竹内栄治議長） これをもちまして、令和4年9月定例会を閉会いたします。
大変ご苦労さまでした。

11時11分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 竹 内 栄 治

署名議員 後 藤 孝 江

署名議員 金 井 直 樹

署名議員 伊 藤 治

◎企業長提出議案の処理結果

第8号議案 越谷・松伏水道企業団職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について

(原案可決)

第9号議案 令和3年度越谷・松伏水道企業団水道事業会計決算認定について

(継続審査)